

「南部一騎軍書」と風聞・芸能の民衆世界

武田 功^{*1}・神田 健策^{*2}・早坂 基^{*3}

*1 岩手民衆史研究会会員

*2 弘前大学地域環境科学科地域資源経営学講座

*3 北海道歴史研究者協議会会員

(2003年10月10日受付)

目次

はじめに	82	86
1. 「南部一騎軍書」と岩見文庫	82	5. 「南部三閉伊一揆」と神楽	87
2. 近世百姓一揆の背景と盛岡藩(南部藩)	83	凡例	90
3. 弘化四年・三閉伊一揆と「南部一騎軍書」...	84	史料1 南部一騎軍書	90
4. 「寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆」と「語り物」		史料2 寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆 ...	96

はじめに

筆者らはこれまで本学術報告に、南部三閉伊一揆に関する資料として、一揆の指導者の一人である三浦命助『獄中記』の未発表資料¹⁾、また『南部義民伝』として流布されている一揆の記録の原本の発見とその復刻²⁾を手がけ、この一揆に関して新資料による考察を行ってきた。

南部三閉伊一揆とは、幕末の弘化四年(1847)と嘉永六年(1853)の二度にわたって起きた盛岡藩閉伊郡地方(現岩手県)の農漁民による藩政への抵抗運動である。その規模と行動は恐らく幕藩体制下で起きた三千件に及ぶ一揆の中でも最高の質と量をそなえたものの一つと評価されており、研究文献も数多く刊行されている³⁻⁸⁾。

さて、南部藩で起きたこの百姓一揆が隣藩の津軽藩などにおいてどのように受け止められていたのか。このことは近隣の藩にとって大きな関心事であったであろうし、また当時の民衆が詳細を欲していた情報であったと考える。我々は今回、「南部一騎軍書」なる文書が弘前市立図書館岩見文庫に所蔵されていることを知った。検討した結果、この「軍書」は上記の疑問に答える貴重な文書であると考え、これを史料として紹介し、併せて一定の考察を行うこととしたい。

1. 「南部一騎軍書」と岩見文庫

本書の所蔵先である岩見文庫とは岩見常三郎(慶応三年・1867～昭和二十二年・1947)が旧蔵していた書物で、津軽地域の郷土資料の宝庫である。岩見氏は弘前市新町で質屋業を営みながら、古文書の収集に努め、その数は5万点に及んだと言われる。没後、約2万点(内、青森県郷土資料関係は5,527冊を数える)の資料が整理され、弘前市立図書館に保存された。今回、紹介する「南部一騎軍書」は岩見文庫の一点である⁹⁾。

『新編弘前市史 資料編』によれば、明治二十三年(1890)4月、「商業者・営業者一覧(営業税・雑種税額)」の中の「商業者一七八人、金六二二三円余」の課税案の中に、「金五円 新町 岩見常三郎」の名が見られる¹⁰⁾。また、大正四年(1915)6月の「弘前商工人名録」中の「質商十四名」が書かれた最下位に「営業税 質商 新町 一一、〇一〇 岩見常三郎」とあり、岩見氏の存在が確認できる¹¹⁾。

岩見は希代の愛書家で青年時代からあらゆる分野の書物に興味を持ち文字の書いてあるものを収集したという。その収集書は、古い書写本類から明治以降の官民刊行書など雑多な印刷物であるが、その中には極めて貴重な地方資料等も含まれており県内外の研究者に提供され貢献してきた。

しかし、「岩見文庫」の中の一点である「南部一騎軍書」は、これまで人の目にふれることなく埋もれていた。この「南部一騎軍書」の中に描かれた弘化四年・盛岡藩三閉

伊一揆とは、一万数千人余が盛岡藩重臣であった遠野南部氏の居住地である遠野の町へ御用金撤廃・増税反対等を要求して強訴した民衆運動である。この一揆の記録は、これまで一揆参加の地元と主に盛岡藩領内での存在が確認されていて他藩領域では見ることはなかったし確認もされていなかった。そのようなことから「南部一騎軍書」は、弘化四年・三閉伊一揆が津軽・弘前藩領域まで伝聞されていたことを示している。そして、後述するようにその伝聞をさらに弘前の地で創作されて成り立ち、残されたものである。

このように津軽の地で創作された記録である「南部一騎軍書」に関して我々は若干の考察をこころみることにした。さらに「南部一騎軍書」と同じく同文庫に所蔵されていた「寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆」を末尾に史料紹介することにした。

なお、岩見文庫には、この他に「乞喰頭丁助、天保凶年秋田南部日記」、義民として名高い「佐倉宗吾」に関わる史料として「佐倉騒動記」「下総国相馬郡上岩橋村惣五郎一件」「今古実録佐倉義民伝2巻」(明治十五年・1882)自由民権派の小室信介著「東洋民権百家伝・初帙下」(明治十六年・1883)さらに天保八年(1837)大阪で起きた「大塩の乱」を知る史料として「天保年間・竹島一件・大阪騒動」「大阪騒動書の写」「大阪騒動写」「大塩平八郎一件」等が所蔵されている。岩見常三郎は「書き物と名の付くもの」「文字の書かれているものは尽く収集した」⁹⁾とあるが、庶民の生活に関連するものに深い関心を抱いていた希有な人であった。

2. 近世百姓一揆の背景と盛岡藩(南部藩)

近世期の盛岡藩は、南部氏中興の南部利直が慶長四年(1599)盛岡に築城し領内十郡の支配の基礎を固め、表高十万石の外様大名として幕末・維新まで存続した。この間には文化五年(1808)に蝦夷地警備の功績をふまえて現領域のまま二十万石に増封・昇格し幕府への軍役義務も増した。また文化十四年(1817)には、「南部藩」を改め「盛岡藩」としている(本稿では、盛岡藩を使用する)。

近世幕藩制社会は米の生産高(石高制)を財政の基盤とし、経済上も重要な役割をはたしていた。そのため幕府・諸藩は新田開発を進め米作を奨励した。それとともに米価調節を行い、米穀流通を規制していた。幕藩体制に組み込まれた盛岡藩の財政策・経済策も例外ではなかった。

この水稲生産は東北地方でも北奥の地であった盛岡藩では気象に大きく左右された。数年に一度は不作・凶作が起り、元禄・宝暦・天明・天保の大飢饉にも襲われ凄惨な状況さえ現出した。これら不作・凶作・飢饉によって米穀生産は減収となり藩財政は打撃を受けた。特に後期藩政では幕命による蝦夷地警備等の出費がある。

さらに文化五年に二十万石へ増俸昇格したことによってこの軍役義務も倍増し出費がかさみ財政悪化は進行した。

藩はこの財政窮乏を領民と富豪への増税や御用金などの臨時課税と家臣諸士に対し俸禄借上げ等の諸策を繰り返した。また武士格を売禄価格で得た豪商・豪農の進出は藩政執行を変質させることにもなった。しかし、これらの売禄・俸禄借上げは一時的なものであり、上記諸策の実施によっても出費の増大に追いつかず財政窮乏は続いた。藩政の行き詰まり、特に収入減と支出増という財政難に苦しんだ。その結果、藩は領民への増税や御用金という臨時課税の政策を乱発した。そのことで「生活の成り立ち」が脅かされ、立ち行かなくなった時に領民は大衆的な行動である一揆に立ち上がったのである。

斉藤純『百姓一揆の種類とその歩み』¹²⁾によると、中世以来の一揆という集団的行動の伝統は近世期の百姓に受け継がれた。そして幕藩体制国家は兵農分離をすすめる、一揆は「徒党」・「騒動」の「御法度」と見なされ違法行為とされた。しかし、中世以来積み上げられた民衆の力を無視することはできなく、一方的な禁止だけで民衆統治は不可能であった。それは五代將軍徳川綱吉が言った「民は国の本」の言葉からも伺える。

幕藩体制における領主と百姓の関係は、百姓は年貢・諸役を負担することであり、それゆえに領主と武士層は「お救い」という百姓の生活の最低限を保障する民政を建前とした「仁政」の中にあつた。民衆統治の道徳的基準として民衆の要求や訴を聞き訴訟の体系は整備され、村民から肝入そして代官所・奉行所などへ願書・訴状を提出することが認められていたのである。これらの訴願が取り上げられず、正当に機能せず、百姓らの生活が成り立たなくなるような年貢などの重い負担や領主の非道・不法な支配に対し、百姓たちは「寄り合い」を持ち一揆の行動を起こしたのである。一揆は幕藩領主から見ると「御法度」を破る違法なものであったが、百姓たちは正当な訴訟が受理されず、過重な負担が強いられた時などに一揆を訴訟の延長線と考え、立ち上がった。また、幕藩領主の理不尽な支配から「天下の道理」に拠って民政・仁政を本来の基本に立て直す要求を持った民衆運動であり闘いであった。

以上のように、今日までの多くの近世史研究・一揆研究から、百姓一揆の民衆運動としての基本的な視点は前述のような理解に到達していると考えたい。

近世の百姓一揆等に関する研究関心が高まる契機は、大正七年(1918)七月に富山県魚津町漁民の「女房一揆」で始まった所謂「米騒動」が全国へ波及し高揚したことから、人々は米騒動を「米一揆」として江戸時代の一揆・打ちこわしの連続性の上に共通点を見た。そのことは、これ以後、多くの研究者により諸論文が発表され、また全国各地の一揆資料も刊行されはじめたことに示される¹³⁾。その多くの研究者の中の一人である小野武夫の

研究に大きな影響を受けた森嘉兵衛は出身地の盛岡藩の百姓一揆を丹念に調査、八十四件の百姓一揆を分析し、昭和十年（1935）に『旧南部藩に於ける百姓一揆の研究』としてまとめ、発表した。それは社会経済史の視点と方向を示し一つの藩地域の研究書としても、また全国的にも先駆けたすぐれた著作であった。森は、その後も諸研究への取り組みと共に百姓一揆研究を進め、旧著に四十九件を追加増訂し、百三十三件を示して、昭和四十九（1974）年『南部藩百姓一揆の研究』¹⁴）を刊行している。

これら旧版と増訂版の中でも取り上げられている弘化四年（1847）三閉伊一揆、嘉永六年（1853）三閉伊一揆は、盛岡藩閉伊郡野田通（九戸郡の一部を含む）・宮古通・大槌通の農漁民などを中心とした人々が増税反対・御用金撤廃等の要求を掲げ藩政改革を要求した民衆運動であった。その行動は、弘化の場合は一万余千人余が遠野南部氏の知行地へ強訴し、嘉永の場合は一万余人が仙台藩領へ逃散・越訴した。それぞれ個別の一揆である。しかし、弘化から嘉永の間に六年の隔りがあるが、三閉伊という同一地域からの農漁民の蜂起は関連性・連続性と諸要求の数々から農漁民の系統的運動と見ることができる。

3. 弘化四年・三閉伊一揆と「南部一騎軍書」

「南部一騎軍書」の中に書かれた弘化四年・三閉伊一揆の背景には盛岡藩後期藩政の行き詰まり、特に財政窮乏が深刻であった。天保十四年（1843）十月、藩は全領民に対し軒別役と名称した御用金を賦課した。その内容は家一軒に対し一貫八百文を基準としていた。そして日雇取・駄賃付など極貧小間居の者にも五十文とし数軒を集めて一軒分として徴収する、あるいは半軒分、三分の一軒分とし、また身上分限に応じて割り当てるもので二軒分三軒分になるものもあった。さらに富豪に対しては百軒分・二百軒分と割当賦課した。この軒別役の全領からの総額は二万九千八百八十両となり五年間で十四万九千四百両を上納させた。この間に藩は、軒別役を賦課中の五年間は他に御用金を徴収しないことが条件であったが、軒別役の納入が滞る事態が及ぶに至って「責付取立」という強制徴収の状況さえ生じていた¹⁵）。

こうした中で弘化四年十一月から十二月にかけて、一揆勢は北上山地の峻険な界木峠・笛吹峠・仙人峠を越えて盛岡藩主南部氏の一門南部弥六郎の知行地の遠野城下に押し寄せた。その時の一揆勢力は一万余人余であった。

閉伊郡野田通・宮古通・大槌通の住民が結集した一揆は、盛岡藩領においてこれまで発生したどの一揆よりも広域的で大規模なものであったから藩政主脳部を震撼させた。そのため、この領民の一揆の行動を鎮静させるためには要求を受け入れねばならなかった。

一揆は一応の成果を得て終息するが、この前後に領内各地に領民の様々な動向をみることができる¹⁶）。

遠野城下へ強訴した三閉伊一揆の話題は、盛岡藩領の各地に伝えられている。この遠野城下より比較的近距离の内陸地方の和賀郡安儀・高木通にも一揆の状況が伝聞されていた¹⁷）。さらに、このような一揆の動向は詳細な風聞となって領内各地に伝えられた。その内に盛岡藩領のうちでも北奥にあたる三戸郡三戸通の三戸所（ところ）給人の石井久左衛門（初名友司）は三戸代官所の御物書役としても出仕している。この石井久左衛門と父良助と二代にわたり七十六年間継続して記録された「公私日記」の弘化四年の条も注目される内容である¹⁸）。

「公私日記」によれば、三閉伊一揆の遠野城下への強訴は二日から三日で北奥の三戸代官所まで伝えられていたことがわかる。代官所御物書役でもあった石井久左衛門は十二月三日、五日の日記にこの一件を書き留めている。一揆は、十一月中旬に蜂起し村々を巡り人々を誘引しているから、この日記に書き留められる前にも相当な情報があったことが推測される。日記の文言は数日前には得ていた風聞であったと推測できる。一揆が強訴した遠野城下に近い和賀郡地方の記録「大図日記」¹⁹）と、北奥の三戸地方の記録「萬日記」²⁰）は相方とも同一の一揆の風聞書きである。この風聞の書留は地域的な相違はあるものの話の中心的なものは類似性が感じられるし、このような内容が藩領全域に伝えられていたと思われる。

一揆は横沢という沢の悪狼の退治に行くと言って訴へ一揆への参加を呼びかけている。横沢の悪狼とは藩政の執政者の家老横沢兵庫であること、その政策によって領民の生活は困苦し立ち行かない状態から執政者への怒りは集中していた。そして一揆参加者からは横沢自身を頂戴して百姓の仕事させたいと強い言葉さえ述べられている。

領民からの藩政執行者への怒りの表現は領内各地に伝えられ、藩境を越えて他藩へも伝聞されていった。弘前藩へは、盛岡藩領の三戸郡の記録で指摘したように十二月の初めには伝聞されていたことだろう。そしてその内容も和賀郡地方の「大図日記」、三戸郡の「萬日記」に記録されているような内容の伝聞が「南部一騎軍書」の創作に関連していると考えられることができる。実際に、その内容は「大図日記」や「萬日記」に見られるような記録を参考にして創作されたものと思われる。例えば、一揆頭取人は筋骨隆々たる十八才の若者二人で才知弁舌に優れた者たちである。この二人が一揆の先頭に立って数万の百姓の心を合わせて横沢に住める古狼を打取って、国を混乱させた狼共を懲らしめたい、さらに横沢狼の肉を喰わないうちは帰村できないことを強く表現している。

さらに、この記録の中でもっとも注目されるのが一揆の印旗である。その中心の「大旗」は日蓮宗の「七字題目」と宗祖日蓮の名をかかげている。それにづく印旗を「中旗」とし、宗祖日蓮の解き明した「地涌の菩薩」の四

人の導師の名号が記されている。このような記述の仕方から著者自身が熱心な日蓮宗の信者ではなかったか、また日蓮宗の僧職（住職）などの宗教に関係する人であったと推考しておきたい。

このように「南部一騎軍書」の特徴は、一揆の経過はこれまで知られている記録とはほぼ同一であるが、一揆勢の頭取等の名前がこれまでの記録にない名前であること、一揆の印旗にこれまでの記録に見られなかった日蓮宗の題目と教祖の名と教義が書かれていること、一揆は全領で広域的に展開されたとする、この一揆の主体は遠野強訴でありこの地域での藩側との抗争を描いていることなどが指摘できる。

また、この記録の末尾は十二月初旬の夜八ツ時ころに地震の発生によって盛岡藩領内各地は大被害を受けたとして、さらに一揆も未だ終息していないと記録は終わっている。一揆の結果も不明なままに途中で終わっていることは不可解である。末尾には「嘉永二己歳六月中旬写之」したとの書き込みがあり、一揆から一年半後の写本と考えられる。

末尾の終わり方の不可思議な点については次のように推測することとしたい。「南部一騎軍書」の著者は、十二月（弘化四年）の初めには一揆風聞書を手に入して早々と創作に取り掛かったのであるが、その記述の最中の十二月八日夜八ツ時頃に著者自身が恐らく突然の地震に遭遇したのであろう。そのために「南部一騎軍書」の末尾の記述となったものと考えられる。著者自身の地震遭遇体験は創作中の一揆の現場でも地震が発生したことから大混乱に陥り、一揆そのものすら「未夕取極り不申候」と記して終えざるを得なかったと考えておきたい。当時、一揆騒動の現場の盛岡藩領域には地震発生による異変は生じていないことは当時の諸記録から確認できる。では、「南部一騎軍書」の著者が遭遇した地震はどんなものであったのか、それは実は弘前地方の記録によってその状況を知ることができる²¹⁾。

【津軽藩庁御日記（御国）】²²⁾

（弘化四年）十二月九甲寅日 曇

昨夜雪少し降、今暁丑の刻過地震強し即刻止。

- 一、今暁地震二付、族之助其前伝兵衛・猛太郎・大目付十郎右衛門・惣蔵罷出候。
- 一、花田寛兵衛申出候、今暁地震二付、東照宮并両御寺御別条の有無見分仕候處。
東照宮の儀は御別条無御座候、両御寺の儀は過分の御儀二も無御座候得共破損所無御座候間、差当仮手当御手入方の儀夫々手配申付置候間、御聞届被仰付度儀申出達之。
- 一、作事奉行申出候、今暁地震二而破損の御場所左二。
- 一、内東御門南ノ方土堀江取付候角堀式間位倒れ懸り二相成申候。
- 一、三ノ丸初所の御蔵戸前倒れ壁四坪位落損并同所四の

御蔵所壁落、同所二ノ御蔵南の方共三坪位落損相成申候。

- 一、内東御門御番所下陳江取付候土堀倒れ懸り二相成申候。
- 一、北ノ丸北御蔵壁式坪落損相成申候。
- 一、御武具蔵白壁所々割付二相成申候。
- 一、新御長屋北の方、尾関守衛・八戸平次郎御長屋境堀式坪位落損に相成申候。
- 一、同所西長屋、小村半之丞御長屋壁落二相成申候。
- 一、同所、山口鎌三郎御長屋雪隠半坪余落損二相成申候。
- 一、同所東、佐藤新兵衛御長屋壁半坪位落損二相成申候。
- 一、東長町御蔵の内、新丁蔵東ノ方壱坪位壁落并同所御切手紙西ノ方御蔵式ヶ所壁落懸り二相成申候。
右の通破損御座候間、差当の処夫々仮手入申付置申候、尚外々にも破損可有御座哉、追々又々可申上旨達之。

十二月十二丁己日 曇

昨夜雪降四寸程積、今日雪少し降。

- 一、長尾戸左衛門申出候、賀田焔蔵戸前目塗、地震二而痛損の旨申出、大工頭積表を以御手入方江取懸候間、御聞届被仰付候様作事奉行申出の趣承届之。
- 一、去ル九日暁地震二付、破損所等有之候得共公辺御届も有之候間、委細取調早速申出候様寺社奉行・郡奉行・町奉行・九浦奉行・作事奉行江申遣之、黒石表江も申遣候様町奉行江申遣之。

【永宝日記】²³⁾

（弘化四年）十二月八日ノ晚八ツ時頃地震夥敷事二候、寝候而も皆々起き候、則晩暖気の様二御座候。

【黒石地方誌】²⁴⁾

（弘化四年）十二月八日

夕七ツ時から激震起り町内騒動、九日の朝に至って黒石町及び在方、弘前表共民家の破損相当にあり、当地中町角久方では台所並に小店破損し又所々で土蔵のいたみがあった。在方でも右同様、更に又住宅の潰れも村々に二三軒計りづつあった。

【油川沿革誌】²⁵⁾

（弘化四年）十二月八日夜地震フ、家屋ノ動揺セラル事甚シク、人々衣ヲ着ルニ暇アラズ裸体ニテ外出セリト云フ。

【小山日記抄】²⁶⁾

弘化の地震

弘化四年十二月八日の夜八ツ時過地震、近年無覚強有之、所々蔵の壁割付候所間々有之候、弘前中二而も

強弱御座候よし、堀端辺は別して強く有之由、大道寺殿屋敷にて八行燈までも倒れ申候由、在々にて八西浜は弱く、猿賀辺より黒石通り別して強有之候由、彼の辺にて八在家潰れ家も有之由、寛政四子年の地震より此方の地震の様二老人はなし申候。

以上のように弘化四年十二月八日夜の大地震は津軽藩領域の各地に相当の被害を与えたことを知ることができよう。「南部一騎軍書」を執筆中の著者自身も、この地震に遭遇し被害を受け動転したであろうことは想像に難くない。この体験が一揆現地の盛岡藩領も地震によって大被害と大混乱におちいつていることと推定し、結末を急いだのであろう。

以上の考察から弘化四年・盛岡藩三閉伊一揆の風聞や記録が藩境を越えて津軽藩領に伝えられ、津軽の地で「南部一騎軍書」と題された百姓一揆物語の経緯である。

4. 「寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆」と「語り物」

「南部一騎軍書」は百姓一揆物語として創作され「読み物」となった。さらに「軍書」と名付けた表題から一揆民衆と藩政支配武士層との抗争を「語り物」の芸能へ試みようとしていたのではなかったかと考える。このようなことへの関心をさらに進めるとき、岩見文庫の中にある盛岡藩関係の資料の「寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆」が注目される。この史料も津軽の地で記録されたものと考えたい。この史料は寛政七年（1795）十一月八日に盛岡藩紫波郡日詰・長岡通等から数千人が重税・御用金・買上米反対を訴えて城下まで押し寄せた一揆とその結果を簡潔にまとめたものである。この一揆が発端となって盛岡藩領の北上川筋を中心に全領各地から強訴の集中的行動となり、これまでみられなかった広域的・集団的行動が展開された。このような訴えによることでしか、改められない深刻な事態が進行し苛斂誅求の政治が横行していた。

寛政期に至り領民は深刻な状況に置かれていたことに関連して一揆前後の動向を「語り物」などの芸能のなかにみておきたい。この前代未聞の事態と騒然とする世相は多くの記録を創出させている。「寛政七年日記」「南部百姓騒動記」「南部騒動聞書」「御在々御百姓蜂起覚書」「惣藤記」等々である。これらの中には写本され、広く流布されているものさえある。そして「太平記読み」の影響を色濃くうけた百姓一揆物語として「奥南太平記」と題した読み物さえ出現させた。また、失政への領民の批判の高まりは多くの落首・落書の創作となった。長い歴史の中で培われて来た芸能は大衆化し、都市から地方へ拡大し流入された。それは旅芸人による芝居であったり、門付の放浪芸であったりした。その中に各地を舞って歩いた門付の芸人の「大黒舞」は各地に伝わり定着し土地・

土地に伝承されて来ている。その「大黒舞」に領民は年貢諸役取立のきびしさを唄い込んでいる²⁷⁾。

寛政七年卯ノ八月はじめ
御大石メ切人は此石人有
一に 御年貢取納
二に にくゑは役人しゆ
三に 専ら三両金取立なる事 み才な（みんさいな）
四つに 百石拾駄米
五つに いつ迄馬役銭
六つに むりな寸志金 仕方ノない所取立や み才な（みんさいな）
七つに なきなき百姓これ迄こつづれた
八つに 山役冥加せん
九つに 御蔵ノめこほれ迄
十に 皆取納め すみからすみ迄 取方はよくこきが付 大黒舞み才な（みんさいな）
当々年 御との様 御国入此より町人百姓なきにないて 国繁昌にいのる所 国の神

これらの厳しい取立は藩政を取り仕切る重臣たちの驕奢な生活のための私利私欲にあったために苛斂誅求をきわめている。それを風刺して「大黒舞」を「大欲舞」と替えてはやらせたのであった²⁸⁾。

みんさいな みんさいな
大欲まいをば みんさいな
大よくと言人ハ
大唐の人でもなひ
我国の人でもなひ
熊手郡の人なれハ
そこて瓜のながひ事
十尋斗りもなかひよと
大よく舞ともはやせよと
大欲舞ハみんさいな

みんさいな みんさいな
大欲と言人は
一に家蔵つきたてて
二にはけんもん取あつめ
三に酒盛賑ひて
四つ世の中苦しめて
五ついつもの大欲て
六つ無大に言懸て
七つなひとこせめ取られ
八つ屋敷を賣渡させ
九つ爰にいらねば
十て殿様おいとしやおいとしや

大欲と言う人は
 一に年貢諸役を取納メ
 二に八門役を取り
 三に八三両金取立て
 四ツに八四両の買高金
 五ツでいつ迄御買米
 六ツむたいな六駄米
 七ツない事七駄米
 八ツ役屋の役料米
 九ツ爰らの川欠米
 十で徳と拾駄米迄
 とくと取りしめた八
 大欲ては御座らんや

地域に伝承された芸能の「大黒舞」に領民の困苦の根源が直接的に表現されている。そして地域の「寄り合い」「祭礼」の酒宴の場で盛り上げて宴たけなわになって集まる人々の喝采の中で舞われたのである。このような近世民衆の庶民的歌謡の「大黒舞」は、中世期から伝えられてきている伝統的な祝儀歌であった。近世初期からこれらをつくりかえることによって成立した政治批判の歌となり「近世歌謡集」「近世落首類纂」等に多く見られるといふのである²⁹⁾。

東北地方の町や村には、かつて多くの旅芸人たちが訪れていた。盲法師、警女、祭文語り、人形芝居、春駒、万歳、大黒舞、節季候、廻り神楽など多様な門付け芸人たちが巡っていた。それは放浪の下級聖（ひじり）や芸人であった。彼等のもたらす芸能は人々にとっては娯楽であり精神生活や宇宙観を豊かにする一つでもあった。これらの芸能のうち仙台藩・盛岡藩領域において特に人気のあった芸能といえば、奥浄瑠璃と廻り神楽であったと言われている³⁰⁾。奥浄瑠璃については、近世期に東北地方を遊歴した松尾芭蕉の「おくのほそ道」、菅真澄の「かすむこまがた」などの遊覧記、高山彦九郎の「北行日記」等の記録にも見られることから、語り物の芸能として盛んであったことがわかる。また盛岡城下でも祭礼の芝居興行、浄瑠璃語り等の出し物で賑わっている³¹⁾。この城下町においても奥浄瑠璃は武士も庶民にも大いによこばれる人気の芸能であり多くの芸人が居住している。その芸人たちはそれぞれの得意とする語り物を持っており、その十八番の語り的美声に観衆を感動させ興奮させるほど人気があった³²⁾。

寛政一揆の後に一揆見聞を奥浄瑠璃にして村々でひそかに語られていたという。それらの一揆の状況を伝えている記録に「寛政七乙卯十一月八日花巻大迫通百姓蜂起いたし候二付落書」がある³³⁾。

この浄瑠璃は、「北条九代高時入道の悪政より引出し作れる」という。とすれば、南北朝の動乱期を描いた軍記物語の「太平記」の一部分を参考にしていることになる。「太平記」からは軍記物を語る「太平記読み」という

講釈する人を創出し、その芸能が発生した。近世初期になって政道や兵法の在り方を論じることが支配武士層から要請されて、これに応じて講釈されたものが「太平記評判秘伝理尽鈔」である。これらはさらに全国に広まっていき、この「理尽鈔」がその後のさまざまなものに影響したのであった。

寛政七年一揆を読み物にした「奥南太平記」、また一揆を浄瑠璃の語り物にされたのも、この「理尽鈔」からの大きな影響を受けて創作されたものであったと思われる。

上方や江戸ですっかり姿を消してしまった古浄瑠璃を江戸では奥浄瑠璃とか仙台浄瑠璃と呼んでいた。仙台地方では御国浄瑠璃と言ひ、御国節と別称されてもいた。このようにして東北地方に残された奥浄瑠璃は、もともと上方・江戸からの浄瑠璃語りは多くの旅芸人によって多様な演目がみちのくの地にもたらされた語り物の芸能である。それらの奥浄瑠璃の中でも東北地方に伝えられている伝承や物語を題材にし創作されたものも多い。岩手県に關係するものをひろってみると「九戸軍記」「桂泉觀世音之御本地」「三代田村」「二代田村」「檀毘尼長者本地」「竹生島御本地」などがある。これらは盲法師など語りの芸人が村々を廻り村の宿に泊り村民を集め語り演じられた。観衆である村民も地域の身近な物語に親近感を増し感激したことだろう。

悪政に対抗した百姓の行動の一揆が浄瑠璃の語りとして演じられた。演者の浄瑠璃語りも「めつらかなる新作に御座候、何様方宜敷御評判奉希候」と「これまでの作品とは違い珍聞の新作でございます。どなた様も宜敷お願い申し上げます。多くの人に聞いていただき高い評価を得ることを期待しています。」と言っている。

観衆の村人たちは、悪政に対抗して起した行動の実体験の現実世界が語られることは、これまで聞いて来た往古からの民間説話と違い、社会性が強く包含された物語を新鮮な感覚で受け入れたのである。

5. 「南部三閉伊一揆」と神楽

もうひとつの人気の民俗芸能として神楽がある。今日でも岩手県内の各地に多くの神楽が伝承されていて、そのうち旧盛岡藩領に主として伝わる山伏神楽と旧仙台領に伝わる里神楽（南部神楽）がある。これらの神楽には本来からの祈禱舞などの演目の外に芝居・奥浄瑠璃などの芸能から影響を受けて創作された演目も舞われている³⁴⁾。

旧盛岡藩領域に伝わる山伏神楽の中に岩手県沿岸地方の黒森神社（宮古市）の黒森神楽と鶴鳥神社（普代村）の鶴鳥神楽がある。この二つの神楽は現在でも冬になると閉伊郡一帯を廻り年番によって北廻り南廻りに巡演して歩くのである。いわゆる黒森神楽が北廻りに巡演する年は、鶴鳥神楽が南廻りに巡演するのである。翌年、黒森神楽は南廻り巡演し、鶴鳥神楽は北廻り巡演する。

このような廻り神楽の形態は全国的に見ても希少な事例であろう。この二つの廻り神楽は、黒森・鷓鴣の両神社に奉納されている権現様（獅子頭）を奉持して沿岸の村々を廻り、門付け巡業しながら悪魔祓いや家内安全の祈祷をし、民家を宿として神楽を巡演して歩くのである。

この古い伝統のある神楽は、いつの頃から舞われてきたのか明確ではないが、黒森神楽について残されている関係文書によると宝暦八年（1758）、社家と山伏の神楽巡業をめぐる出入がある。この出入のために出された書面と吟味の結果は「古来より」の権現祈祷と山伏神楽の巡業が確認されている。また奉納された権現様の記銘には文明十七年（1485）正徳元年（1711）明和九年（1772）など二十頭を保存されていることなどから見ても古い歴史をもっていることがわかる³⁵⁾。

黒森神楽では多くの演目がある。そのための神楽台本が伝えられている。この中には現在では舞われなくなったものさえある。この神楽台本を所蔵されている中に田老町末前の石垣家がある。もちろん同家は黒森神楽とも関係がある。同家所蔵の神楽台本に「うたい本之写」（寛政十一年書写）「うたい本」（文化十五年書写）「飛空合戦」（天保八年書写）「豆蒔之本地」（嘉永六年書写）がある。特に「飛空合戦」と「豆蒔之本地」は浄瑠璃本・奥浄瑠璃本のものであって神楽本来のものではないという³⁶⁾。このように他芸能から影響され神楽の中に取り入れているのである。このものが演じられる場合は長時間を要するのであるが、そのため普通は初段目を中心に簡略に演じられたのだという。

石垣家の所蔵する神楽台本と共に近世期の諸手形証文類などの文書もある。その中に「野田通切丑村萬五郎志あんの事」と表題した和綴じ数丁の著者不詳の記録がある³⁷⁾。この記録の中に弘化四年の三閉伊一揆が書き記されている。内容としては天保年間の凶作飢饉が続くなかで領主・重臣等の濫費と横暴によって、領民への重税と御用金（臨時課税）が申付けられる。特に御用金は御才覚金・御繰合金・軒並銭と名目として一年に三度四度も申付けられた。前記の末前村には三十八両が申付けられ、村方は騒動を起こしたという。この御用金賦課が一揆蜂起の原因となり、一揆は遠野南部氏の知行地である遠野郷へ強訴した。

この記録は一揆行程と若干の動向が書かれ、途中で終って未完である。表題の「野田通切丑村萬五郎」は、野田通浜岩泉村切牛の萬五郎と思われる³⁸⁾。しかしこれまでこの人物の詳細については明らかになっていない。これまでの記録を見ると弘化四年・三閉伊一揆の中心的な人物として野田通浜岩泉村切牛の弥五兵衛（別名万六）のことが知られている。この弥五兵衛こと万六は悪政に対抗し領民の結集した一揆によって藩政改革を求めるとを勧説して全領六百ヶ村余を歩いたといわれ弘化四年・三閉伊一揆の頭取人として行動した。彼はこの一

揆後の領内勧説中に探索していた藩役人によって捕縛され、入牢し数ヶ月ほどして獄死したとも牢前に於いて密かに斬殺されたとも伝えられている。弥五兵衛こと万六は勧説行動のため名を変え、また別の名を名乗っていたとも言われ、野田通切丑村萬五郎も記録の中では頭取人の一人として描かれていて、弥五兵衛の別名ではないかと考えられる。幕末期になると地域において日常のもめ事や対立をたくみに解決する世間師とか公事師というような人物が出現し、村方騒動や一揆において中心的役割を担うことが多くあったと言われている。記録された弥五兵衛こと万六、また萬五郎もそのような類の人物と考えられている。

表題の「萬五郎しあんの事」の「しあん」はいろいろ考え思ひめぐらすことの意味であるが、一揆頭取人の萬五郎は地域住民を結集させ一揆をどう進めるのかを思ひめぐらしているとの意味なのか、又は全領域的一揆で藩政改革を勧説して歩く萬五郎の行動を案じていることなのか、どちらとも解せるのであるが記録内容の不十分なことから本旨が記述されていないのは残念である。この一揆記録は神楽台本へ試みようとしたのではなかったろうか。しかし台本以前の草稿とも断定できないのであるが、現在までこの三閉伊一揆参加地域で残されている一揆記録の多くの中でも異質で、また創作的表題から、このような意図を推測してみた。そして演じる者の新作への努力は観る者に新たな感動を与える関係にある。寛政期の一揆が浄瑠璃語りにされ、浄瑠璃が神楽に影響を与えて取入れられ、民俗芸能の中へ多彩に発展したのであった。

この神舞が廻村巡業する地域と三閉伊一揆参加地域は重なり合う。この地域の人々の信仰に支えられて山伏神楽のもつ呪術的祈祷や供養は人々の日常生活と繋がり、広い分野にわたって社会性をもって機能していたことが一揆の結集の在り方にもなんらかの役割と関係があったのではないかと考える。

この三閉伊地方には多くの百姓一揆が起っている。この中には義民伝承となって伝えられているものがある。そこでは村人が打ち首にされた一揆頭取人の祠を作り農神として祭るなど、民俗芸能の剣舞踊りに犠牲者の供養をこめて剣舞の踊りを復活させて伝えられている例さえある³⁹⁾。

民衆運動の百姓一揆を伝える記録、他地域へ伝聞された記録、その記録からさらに一揆物語として創作されていったことが伺われる。さらに人々は一揆物語を語りの芸能へ発展させた。そして地域の民俗芸能の中にまで民衆的意識が反映されているものと考えられるのでないか。これらの多くの事例を探求することが多彩に展開した民衆世界の解明につながるものと考えられる。

注

- 1) 神田健策・武田 功・早坂 基：三浦命助『獄中記』新史料に関する一考察。弘前大学農学部学術報告 43：26-71, 1985
 - 2) 神田健策・武田 功・早坂 基：『南部義民伝』に関する一考察。弘前大学農学部学術報告 47：42-90, 1987
 - 3) 森嘉兵衛：南部藩百姓一揆の指導者 三浦命助伝, 1-348, 平凡社, 1962
 - 4) 森嘉兵衛：森嘉兵衛著作集 第7巻, 1-613, 法政大学出版局, 1974
 - 5) 深谷克己：南部百姓命助の生涯, 1-309, 朝日新聞社, 1980
 - 6) 神田健策：別天地を求めて。桑原真人編：日本民衆の歴史 地域編7. 56-85, 三省堂, 1987
 - 7) 早坂 基：幻の老人 切牛の万六 弘化四年南部盛岡領遠野強訴覚書. 1-386, 福本工業, 1997.
 - 8) 武田 功：岩手の民衆史.(1)~(6), 岩手民衆史研究会, 1999~2003. なお、武田は、南部三閉伊一揆の各地における伝聞史料の発掘に努め、上記書の中で、「遠野唐丹寝物語」、「南民強訴録」、「白赤襪小丸の幡風」などの復刻を手がけている。
 - 9) 青森県百科事典, 106, 東奥日報社, 1981.
岩見文庫郷土資料総目録。弘前市立図書館, 1982
 - 10) 新編弘前市史 資料編4(近・現代編1). 597, 弘前市, 1997
 - 11) 新編弘前市史 資料編4(近・現代編1). 1051, 弘前市, 1997
 - 12) 斉藤 純：百姓一揆の種類とその歩み。図説 日本の百姓一揆, 1-13, 民衆社, 1999
 - 13) 青木美智男：幕藩制史研究と百姓一揆研究。一揆(1)一揆史入門, 219-286, 東京大学出版会, 1981
 - 14) 同上(4)参照
 - 15) 内史略・后巻十：岩手史叢(4): 702-717, 岩手県文化財愛護協会, 1974.
 - 16) 穀物高直万事不作改。『宮古市史』資料集近世五, 536-544, 宮古市, 1989
内史略・后巻十一・十二：岩手史叢(5): 1-157, 岩手県文化財愛護協会, 1975
 - 17) 「大図日記(弘化四年の祭)東和町ふるさと資料館蔵・原本コピー」, 「岩手の百姓一揆集(北上市史刊行会, 1976)にこの条項も収録されているが、一部文面に相違がある。
 - 18) 萬日記：解題書目第七集『萬日記抄一』, 63-71, 青森県立図書館, 1977
 - 19) 同上17参照
 - 20) 同上18参照
 - 21) 東京大学地震研究所編：新収日本地震史料 第五巻, 39-41, 1985
 - 22) 同上21参照, 原本は弘前市立図書館蔵
 - 23) 永宝日記 万覚帳; みちのく叢書35, 145, 青森県文化財保護協会, 1942
 - 24) 同上21参照。佐藤耕次郎：黒石地方誌, 黒石町役場, 1934
 - 25) 同上21参照。大瀬熊三郎編; 油川沿革誌. 1892
 - 26) 同上21参照。小山日記抄(函館市立図書館蔵)
 - 27) 深沢家文書：沢内村史 上巻, 510-512, 沢内村, 1991
 - 28) 南部愁訴聞書(写本)。岩手県立図書館蔵
 - 29) 林基：「中古大黒舞」考。北島正元編; 幕藩制国家成立過程の研究. 615-674, 吉川弘文館, 1978
 - 30) 阿部幹男; 奥浄瑠璃。わたらいの芸能, 140-146, 芸能学会, 1990.
阿部幹男; 奥浄瑠璃と南部神楽。かぐらの「わ」(2), 5-7, 平泉郷土館, 2000
 - 31) 森嘉兵衛; 盛岡市史近世期上・三, 145-167, 盛岡市, 1969
 - 32) 太田孝太郎; 盛岡市史。近世期下, 62-76, 盛岡市, 1951
 - 33) 「寛政七乙卯十一月八日花巻大迫通百姓蜂起いたし候二付落書」(写本): 岩手県立図書館蔵。森嘉兵衛、同上4: 180-182に一部紹介されている。
 - 34) 同上30参照
 - 35) 黒森神楽(資料篇): 1-142. 宮古市教育委員会・田老町教育委員会. 1982
 - 36) 同上35参照。田老町史資料集(近世四): 石垣家文書, 473-594, 田老町教育委員会, 1993
 - 37) 同上36田老町史参照。
 - 38) 同上7参照
 - 39) 武田 功：一揆・農神・剣舞。東北民衆のたたかいと文化, 56-85, 民族芸術研究所. 1975
- 付記；本稿は、筆者三人の共同調査研究であるが、武田が全体を執筆し、神田が校閲を行った。また、岩見文庫所収の「南部一騎軍書」「寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆」の翻刻に関し、弘前市立図書館の許可を得ることができた。御礼を申し述べておきたい。

凡 例

- 一 本書「南部一騎書」は、岩見文庫（故岩見常三郎氏）旧蔵本であつた。その後岩見氏の没後に弘前市立図書館に寄贈され所蔵となつた。
- 一 本書は、弘化四年（一八四七）盛岡藩閉伊郡地方の農漁民の一揆の風聞記録である。
この一揆の記録については他地域（南部藩領外）からの報告はほとんど見ることがなかつた。このよつなことから、本書は津軽地方に残された記録として貴重なものとする。
- 一 本書は、末尾の記述から嘉永二年（一八四九）六月の写本と思われる。原本の所在は不明であることから、この写本をもとに忠実に翻刻することに努めた。
- 一 本書を、現代の読者に読みやすくするため次のような配慮をした。
漢字などは、一般に広く使われている字体とした。多出する百姓＝百姓、鉄砲＝鉄砲にあらためた。
変体仮名などは、之^レの、者^レは、茂^レも、連^レれ、湊^レより、のよつに平仮名に改めた。之^レこれと読むものはそのままとした。
底本の破損、不鮮明、判読不能は を以つて示した。
句読点は適宜に付した。
字句の連続する所に中黒（・）を付した。
誤字、宛字は を付して、適当と思われるものを注記しておいた。
人名、地名なども注記した。

以上

史料 1

南部一騎書

岩見常三郎 旧蔵
弘前市立図書館現蔵

南部一騎書

窮しれハ乱るとかや、爰に奥州南部盛岡の城主、南部大膳大夫從四位少將源の利信公、御領分に古今希有之騷動有。
其由来を尋ぬるハ、頃ハ弘化四丁末ノ年十一月十八日なるに野田村支配所安家村の百姓、郷士・三枝吉右衛門方江大勢集り、段々談じけるに天保の中頃より不熟作二而、当御代ニ相成御格外の御昇進御物入増多、其上近年火の出の立身横沢平馬進めに依而、少將様には審悉して国政 年々月々過分御用金、是か爲に万民 不得止 此有様に而ハ今兩年の間に御国 百姓町人飢死ニ及事眼前也。
士民の身分と申なから此低打果ん事残念也、如何可致哉と歎きける。
此時、郷士・吉右衛門が伴吉太郎と申者十八歳ニして身の丈五尺七寸、人物骨柄、万人勝れたる才氣無双の若者進出て申さる様、兼而此事国中の百姓何れも其心得無二もあらず、然共是迄ハ御国恩を差名罷有候得共此上不可相成なり、若年なから我是より先立致、国政乱れさし横沢を申受、彼ら肉を万民に分喰せん事成就し、其後我骸を架木に晒し国中の諸民の苦を救ん事を願ふの三。
思立てそ言日なれば、今日近村觸廻し人数を集め御代官所出ばやと言を聞より、有合百姓共走り廻り安家村・岩泉村・川村・戸渡村の百姓五百人打揃、野田村御代官へ罷出、右の趣白地ニ申出けれハ大勢の百姓一心にこり堅り事故、進も難防と見込、尚又横沢一味の振舞兼而愚敵と思ひけるに願の筋の義進も取次事不相成候。然共汝等凌難の程覚語あらば
^(断)手次第の可被致候而、何か一物有様に和らかの仰也。
隨而一ト先、安家村江立帰り白木綿^(料)に 々の旗を拵く、又夜ハ八高張ヲ用意致し大將 長足二身^(ま) 堅め馬の上の重立^(事)百姓村役の分八火 装速う着し、平百姓の面々野山峠の出立二而、飛口・熊手・鋤・鑊・竹鎌・半棒・六尺棒物々を携て我か崎にと走り進り。一度に戸渡村の肝煎^(事)秀八と申者、是も同拾八^(人)、身の丈五尺三寸、顔長にして色白

く鼻筋高く丹花の唇美しく、むかしの平井権八が再来かと疑ふ、才智弁立者なし、今義経の異名請たる者なるか吉太郎に打向。貴殿此度の儀思立驚入申候、拙者此頃迄御收納取立事繁故に後を取申訳無御座候、隨而其身不肖の者二候得共今日より御加勢申方事御相談可申とさも勇しく處申されける。三枝吉太郎大儀二悦び、兼而貴殿の智謀の程諸人能智る處なり申迄無御座候得共、三枝吉太郎ト死出同進二望あらハ我等両人心を合、数万の百姓の助力を以て横沢に住める古狼を打取、国を乱したる狼共の見ころしめにせんと談合究、是より両大將申相成けり。

戸渡村秀八、日蓮宗の事故に真先に南無妙法蓮華經高組日蓮大菩薩の大旗日キ木綿二（一）立、中旗は南無一名上行菩薩・南無二名浄行菩薩・南無三名無辺行菩薩・南無四名安立行菩薩、右四本の大旗ヲ（二）ハカ、左右二列（三）。三枝吉太郎八丈旗八白木綿、丸を書、下二狼狩取目見こつつの山にと七字を書付、馬の先に立、後陣二列（四）。

月廿一日・廿二日・廿三日迄宮古近村不残ら引立、廿四日に宮古に押寄、追々加る人数凡三千余人とぞ聞ける。此宮古町には若狭やと申造酒屋有り、門村儀助と申者の出店なり、日合貸付林致者なるか、是か横沢平馬か出入百姓にて金銀米錢多預り諸百姓江高寄、日合貸付万一月至り滞り者有之らハ横沢ケ威光を以手あらく才足致、田畑・牛馬・家屋敷取上ケ損分と言事更二なし。

右二村、近年大分限者と相成、鉄山の仕込致、帯刀ハ御免被仰付、横沢ケ鹿の鬘ヲ取ル曲者なり。

依而両將の下智トして手初の働なるぞ、先若狭やを踏潰し也と聞ヨリ早々右の大勢系々系んと入れ、台所・勝手・奥座敷・店たな・二階・蔵の内少も猶豫あはてず家財・衣類・寸々に切さき金錢ハ八方騰散し清酒五斗切はなし、米・味噌・魚の類・漬物の取出し皆々瀆腹に吞喰、此騒動二家内の男女四方八方江逃退有様也。

切夫より桑ヶ崎江押寄す両方の人数を相誘候。廿五日に八幡原村・長家村の浜端に進し村々旗印相調候處、宮古・桑ヶ崎の武ヶ所の人數未だ相見不申候二村、宮古・桑ヶ崎江引返し人数ヲ誘美々頓而四千余人と相成、其日の暮方山田村に着し。

廿六日二此辺の村々呼寄集メ廿七日二大樋村江参看致し候、此所二而釜石辺の百姓押来ルヲ待受、既に扨万四千人二及、近邊に居り余りける。

同月晦日に大樋村出立、和山峠二差懸リ鯨波の声をあげほらの貝を吹立る故、山谷に響き渡り真黒二相成一西に押登り峠中の法に至り。

遠野弥六郎殿御城番、兼而是をたる故、盛岡の御使番ヲ差出し櫛の齒ヲ引くか如し。

夫と聞より和山峠の堅メして物頭式人、鉄砲式拾五挺、手鑓廿五筋、物頭は半具足、鉄砲・手鑓の足輕式拾五人、家中の二男三男屏上たり、其外御目付、御使番彼是式百余人二而相堅メ、和山峠の麓に八遠野様家老新田小十郎并物頭、御目付壹人、御使番式人、御直侍五拾人、鉄砲式拾五挺、手鑓廿五人、此足輕五拾人八屋はり家中の二男三男屏上り、是も式百余人二而相堅メ八戸町遠野の入口より番頭壹人、物頭式人、弓鉄砲用意有、百五拾人二而堅メたり又遠野町二八町奉行式人、組下足輕小者上下百余人出張守り、遠野御館に八家老式人、番頭、平士面々、自分屋敷るす老人、女斗残置、六拾以下拾五迄物の用二立者は不残相詰、其外二町より屈勇の若者百人余り都合四百余人二而嚴重二相堅メなり。峠井二ヶ所江御下智二而百姓共申なから大勢の事故たやく防り覺通りなし、乍去玉込の鉄砲用る也、から鉄砲用るべし鑓刀ハぬき身を見せかけ決而百姓共江疵不申様二相成丈ヶ八随分叮嚀に差留、峠より相調候様、若又願の筋有八何れ共用弁相成候様可爲得と申聞。

大夫盛岡の御勤番の事、何れ八宜御沙汰可有之間、先村々江相返し差扣候様可申聞トなり。

然る処老万四千余人の百姓共山上に暮ヲ打廻し陣取たるヲ見て、両大將申出ししかは戸渡秀八馬上より声を高らかに申けるハ、横沢一味のやつばらならは何百万人備る共、則時に踏破通るべしと遠野衆と見るならば不法の働不可致、随分斟酌二致通るべしと申付、鳴声上分登り。此時陣所に物頭式人、御目付壹人駒の鼻を並て大音あけて如何に百姓とも大平御代二住なからおこまき出立、何事なるぞ何成共願の筋あらは書付ヲ以申出よ、主人御国元老なるぞ能計ひ可罷有と呼ハわりけり。

是を聞より三枝吉太郎・戸渡秀八両馬を並、真先に進三出、私共此度思立る義以全御上様江対し毛頭御恨無御座候、勿論遠野様二於ハ決而異心無御座候、横沢と言ふ国を荒し下夕腹に毛の無、狼はひこり候二村、是を狩取ん爲此処に候間無御構被成、奉願上候。

角く私共八安家村吉太郎・戸渡村秀八と申者に御座候、村を出し時ヨリ柴木に骸を晒し事覺悟二候、如何御留被遊候ても横沢狼の肉を喰ん迄八百姓共志人も返し申聞敷候と申ける。

此間に和山峠八元来立木無之石山故、嘯三丁程真黒二相成平押に馳上るとなれば堅メ備し左右より早々四五千人運抜たり、是二氣を得而残人数系んや系んやと馳登り、御堅メ被遊役人中少勢の事故、殊に叮嚀上の被仰付故、鉄砲不用間致方無之、御館を差して引上りせりけり。

山の麓から岩筋道、八幡宮の境内に陣を取、遠野家老新田小十郎床几に腰ヲ打懸、物頭・御目付・御使番・其外直参の備五拾人、左右二列リ鉄砲式拾五丁八玉込おれとも火ふたをきらし有様也。手鑓廿五筋八さやをばつしさも嚴重二備を

立けり。

是を見るより三枝吉太郎・戸渡秀八両人、舌度に馬より下り新田か前より拾間斗り隔り大音にて申上ける、此度私共横沢の狼狩に出候処雪中と申、駈るの折から御殿重御出張御苦勞千万二奉存候、御上様八勿論遠野様対し毛頭御恨無御座候、乍去何程御差留被成候而も横沢狼の肉を喰ん其内八いつまでも帰る所存決而無御座候、角申私共安家村の吉太郎、戸渡村の秀八と申者二御座候として御上様をからんす恐至極二候得共、初メ八御名君と奉仰は少將様近年専ら評判悪く相成候義も是皆狼の所存也、此上は増長致候得は民の困窮不及申二御国の御大事相成、爲是御国恩うかへり見奉り数万の百姓心う合、乍憚私共両人頭取と相成如此大儀を分一候也、乍失礼心躰の程御目二懸奉らんと吉太郎彼ノ大儀を差出し両肌ぬげば下に八経帷子着し両眼に儀を浮め、秀八も五本の旗を和らけ申様、百姓に八珍敷振舞武士の及ばぬ心底の程頗る余り有。

乍去今此大勢ヲ以盛岡江押寄事ならば屋形様八御公儀江対し相済まし亦他国間江も不宜。一ト先村々に罷歸り差叩へし拙者城下江罷登り委細主人江申上宣御沙汰可願、若又御差上ケ於無御座は拙者八武士也、其時八不及是悲に汝等二加談いたし横沢か館江押込へしと申されける八、御町大家と寺社を拝借被下度。

私も村々出立の砌、横沢申受さる間八村元江不帰と氏神江誓を致し候二付、右御返事御待申也。

近く五日七日の間に安否相知れ可申哉と申、小十郎殿申候二八右にて八此方共屋形様江難相済候間、是非是非返れとの仰也。

其時向人馬に飛乗り左様ならば無礼仕合二候、無礼の段真平御免被下へし候、者共続と言俟に終に此地を馳抜たり随ふ百姓皆万四千余人雪煙を上ケて馳り通る。

新田氏も可致無様、御館を差して引き上りたり、残御手の御堅メ八此勢に巻かられ一支江も不及、皆々御館江引上し事嚴重に籠城致也。

初も百姓共八十二月一日遠野町江入込、寺屋大中家を宿いたし町中の当家より米味噌出させ近郷近村の人数を集メ既に貳万二及。

依而此勢を三手に分ケ舌手八三枝吉太郎・戸渡秀八大將として舌万余人八限り宮内・福岡の辺より出張り致、盛岡の様子伺ひ其間に并舌勝れたるを撰、三戸・五戸・七戸・野辺地・田名部・安渡村・脇ノ沢・佐井・大畑の在々より人数を誘ひ、又舌手八五十人大槻村浪人伴五郎と申者大將として、花巻・郡山江押寄、村々の百姓を誘ひ出へし、残り五六千人八釜石の浪人山形藤弥を大將として鹿角郡花輪・毛内、大湯の百姓呼集メ、七ツ明然る時八五六人二相成へしと直様城下江押寄へしと、四五日延引二及事遠野様江義理立なり、此度御町嶺の被成候、殊二新田氏の情の御言葉有、理を不尽に八通りかたし、四五日爰に逗留致さ八遠野衆支にたるに相当り上江の首尾よかるべし、又味方の為に八人集る謀事也、自然弥六郎殿以て御働、横沢を下されは是に過たる幸なし、然時八百姓共江八別段御咎も不可有、我等両人の命を於万民安否たるべし我々死出の本望此事に候、不叶時八手合の如く可計と申けれ八。

群集の中より釜石浪人山形藤弥八進三出、御言葉に候得共方に舌ツ最初にての事成二於て八、貴殿方両人斗差出し拙者共の西下に八唯々おめおめと村元江不帰へきや押御免御願申、夫共御政通に相抱難相成と有ら八我々も一村にて頭取也、凡三百余ヶ村より舌人つつ頭取差出可申候といさき能申してそ皆々尤と申けり、此山形藤弥と申者八元来羽州山形の浪人にて天保辰年ノ頃より山形江来り手習子供の師匠を初メ、夫より重立の世話二相成、段々手廻し能相成今二而八舌人前の百姓分二也。乍然出頭第一の横沢か事故、中々容易被下まじ、然時八四方の人数を呼揃、横沢か館江押寄、横沢初一味の輩不殘打取、悪人原の根をたつ葉をからず、国政ヲ直しし中興のやつばら居ながら国政を直し、右の人数を以直様押込米穀を喰潰、余ら八不殘焼捨、其外横沢一味の代官・下役人二至迄打ころし、夫より門村儀助か家内并鉄山焼私、後々悪人の身難しめにせんとはかりをなして叩たり。

是八初置、盛岡二而八日々往来引もきらず、依之御家老毛内曲膳殿・物頭式人・鉄砲五拾丁・御弓五拾挺・彼是三百五拾人二而十二月三日に盛岡の御出馬也。

同五日、奥瀬舎人殿大將として物頭式人・御目付式人・鉄砲五拾丁・手鍵五拾筋・弓五拾丁、是も同勢四百人遠野を差して押寄ける。

然る二其夜八ツ時、三戸・五戸・盛岡辺地震二而土蔵・建家破損多有之由、別而遠野村辺・宮古・桑ヶ崎浜通痛家多有之由、此奈未々取極り不申候。

嘉永二己酉歳
六月中旬写之

(岩見文庫)

印注記解説

- 【南部】 南部藩 近世の藩領域は今の岩手・青森・秋田の三県に及び一〇郡であった。一八一七（文政一四年）に南部藩を盛岡藩と改めた。明治維新までつづいた外様大名。
- 【一騎】 一揆の宛字。（文中の「騒動」「押寄せ」も一揆を表現する言葉）
- 【軍書】 講義読釈として書籍などを平易に解釈して話す講釈は、はじめ「太平記」を読んだことから「太平記読み」と称した。それによって生計を立てた芸能者が居り、「語り物」の芸能であった。現在の講談の源流であると言われている。
- 江戸時代初期から「太平記」をはじめ「源平盛衰記」の軍書読みなどがさかんになり、軍談物・世話物・お家騒動もの・記録ものを扱い「語り」の芸能として発展され茶席で観客を楽しませた。
- 本書に表題された南部一騎「軍書」は、南部藩に起こった一揆を扱い、一揆勢と藩側との抗争を軍談風にまとめた「語り物」とする作者の意図があったのではないかと推察される。ただ本書が完結されず中断されていることは残念である。
- 一揆が「語り物」など芸能に取り入れられたものに「佐倉宗吾」「郡上騒動」「大塩平八郎」など全国的に名のあるものから、各地方にも多く残っていると思われる。
- 【盛岡】 南部氏二六代信直が一五九七（慶長二）年に築城して都市を形成し城下町として発展。現在の岩手県盛岡市。
- 【利信公】 南部氏歴代藩主の中にこの名前は見当たらない。本書の時代の藩主は三八代利済（とじた）（一七九七—一八五五）で職称美濃守・官位侍従であった。治政三三年間、飢饉・一揆で藩政は乱れた。
- 【弘化四末ノ年】 和暦 西暦一八四七年。
- 【野田村支配】 野田通り代官所支配。藩政期は領域一〇郡を三十三通区分し、一通に一代官を設置し藩政の出先機関とした。野田代官所は現在の久慈市宇部町にあった。
- 【安家村】 藩政期は閉伊郡野田通り安家村。現在の閉伊郡岩泉町安家。
- 【郷土】 本書では地域の有力者のことか。
- 【三枝右衛門】 不詳。
- 【天保】 和暦で天保年間のこと。西暦一八三〇—一八四三年で特に東北地方は飢饉におそわれ「天保の飢饉」として知られる。
- 【横沢平馬】 横沢兵庫（一八〇二—一八六二）。三八代藩主利済に重用され前歴不明であるが家老職まで務めた。
- 【少將様】 三八代藩主南部利済。
- 【御用金】 南部藩の後期藩政は、幕府の軍役義務・蝦夷地警備、家格昇進等で財政的窮乏に至る。そのため新税・増税・御用金を領民に課すこととなった。これが領民の反発を受け一揆の多発の原因であった。
- 【吉太郎】 不詳。
- 【桀木】 磔刑。
- 【出ばや】 「出張る」。
- 【岩泉村】 藩政期は閉伊郡野田通り岩泉村。現在の閉伊郡岩泉町岩泉。
- 【川村】 不詳。この地域にこの村名は見当たらない。強いて言うところ宮古通川井村か。
- 【戸渡村】 戸鎖村（戸鎖村）のことか。藩政期は九戸郡野田通り戸鎖村。現在の久慈市山根町戸鎖。（強いて言うところ玉川村のことか。藩政期は九戸郡玉川村。現在の九戸郡野田村玉川。）
- 【野田村】 藩政期は九戸郡野田通り野田村。現在の九戸郡野田村野田。
- 【白地】 「ありのまま」の意。
- 【こり堅り】 「凝り固り」。決意の固い意。
- 【覚悟】 覚悟。
- 【高張】 高張提灯。
- 【装束（しよぞく）】 装束。
- 【飛口】 鷲口。
- 【鋸（国字）】 鉋。
- 【鑿】 斧。
- 【崎に】 「先に」と同意。
- 【肝煎り】 「肝入」。村の長。
- 【秀八】 不詳。
- 【丹花】 「紅色の花」。

【平井権八】鳥取藩士で父の敵を討て江戸へ出奔。遊女小紫と馴染みとなり金策のため辻斬りで捕れ獄門となった。江戸時代の情話や舞台の目井権八のモデルである。

【義経】源義経（平治元年～文治五年、一一五九～一一八九）

平安末期から鎌倉初期の武将。奥州平泉の藤原秀衡の庇護をつけ成長し、足利朝の拳兵に参り活躍する。その後、に頼朝との不和により追討され再び平泉におもむく。そして襲われて衣川の館で自殺した悲劇の武将であった。一説に衣川の館から北方へ逃れて行ったことから、岩手県亶森県内の各地に多くの伝説が残っている。

【横沢に住める古狼】一揆に蜂起した民衆は誰の目にも明らかな悪政の張本人の収奪派の役人を「狼」「狐」「犬」「猿」「悪獣」等々と侮れた。横沢兵庫と横沢に住む狼と掛司になっている。このような表現の記録は多く見られ「盛岡加賀野の横沢と言沢二悪を狼住居して人間を悩ます由、古狼狩に行くと云て…」とあるし、記録表現にも「狼狩として数大勢押寄候寛」とした、この一揆の記録もある。

【見ころしめ】「見懲らす」か。

【日蓮宗】日蓮（一一三三丁～一一八三）が創始した宗派。「妙法蓮華經」の所依を經典とし「南無妙法蓮華經」の七字のお題目を唱えるとき成仏すると説く。

特に日蓮の生涯は一回の流罪を交えた迫害の連続であった。日本仏教諸祖師のうちでも最も異色である。

【高祖】「高祖」。一宗一派の創始者。

【大旗】一揆の先頭の中心旗。その大旗には次のように認められていた。

「南無妙法蓮華經高祖日蓮大菩薩」。

文中にあるように一揆頭取人の一人である巨漣村秀人を日蓮宗の熱心な信徒としている。それ故に日蓮宗三大秘法の一つである本門題目（七字題目）と創始者日蓮の名が掲げられた。このような表題のあり方は本著者自身の宗教意識と立場でもあったと考えられるのではないが。

【中旗】一揆の先頭の大旗に続いて立てられた四本の旗。その中旗の四本には次のように認められていた。

「南無一名上行菩薩」

「南無二名浄行菩薩」

「南無三名無辺行菩薩」

「南無四名安立行菩薩」

日蓮は十六歳で出家し各地を行脚・修行する。そのなかで法華經の仔細な検討をして行く中に釈尊と菩薩の関係を見いだした。それが「地涌の菩薩」である。それは、娑婆世界が震動し地割れして、下方虚空の中から六万恒河の沙の教にも等しい多くの菩薩が涌き出して来たと言つ、その「地涌の菩薩」の中に四人の導師がいて第一が「上行」、第二が「浄行」、第三が「無辺行」、第四が「安立行」の四菩薩であった。その「地涌の菩薩」は久遠却の昔から本仏として釈尊の教化を受けて来た菩薩であると解し本化の菩薩とした。日蓮のこのような原義からとり入れた旗印であった。

この一揆の実際の旗印について記録をみると、「ござ一枚御支配所印して、野山・山刀・鎌の印にて大はた如此、具外村々思々のはた、村きり爲持そない立、」菟職を押し、鎌と山刀の絵を置き、是を振て一同に眼を吹立、鯨波を発し、とある。このようなことから、「南部一騎軍書」に記された一騎の旗である大旗・中旗の内容は作者によって創作されたものである。この一揆から六年後の嘉永六年（一八五三）に同じ地域に発生した一揆では「小」（困るの意）の旗印であった。

【白見】白見山（一一七三㍻）か。北上山地にある現在の遠野市の大槌町。川井村の境界の山である。

【こつつ】小槌山（九五六㍻）のことか。北上山地にあり白見山の北方三裡程の所の大槌町内にある。

【宮古】藩政期の閉伊郡宮古通り宮古村。宮古代官所があった。現在の宮古市。

【門村（かどむら）】藩政期は閉伊郡宮古通りの門村（時代によって上田通りのこともあった）。現在の下閉伊郡岩泉町門。

【日合】不詳。

【下智】「下知」

【猶豫】「猶予」

【時散し】「撒き散らし」。

【五斗切はなし】「五斗人の樽の蓋を切断する」といふ。

【桑ヶ崎】「欽ヶ崎」。藩政期は閉伊郡宮古通り欽ヶ崎村。現在の宮古市欽ヶ崎町。

【藤原村】藩政期は閉伊郡宮古通り宮古村の枝村。現在の宮古市藤原。

【長家村】不詳。この地域にこの地名は見当たらない。

- 【山田村】 藩政期は閉伊郡大槌通山田村。現在の閉伊郡山田町。
- 【大槌村】 大槌村のことか。藩政期は閉伊郡大槌通大槌村。大槌代官所があった。現在の閉伊郡大槌町。
- 【釜石】 藩政期は閉伊郡大槌通釜石村。現在の釜石市。
- 【和山峠】 北上山地東斜面に高原状の台地の一角に和山高原(標高六〇〇m)がある。現在の釜石市櫛野町に属す。ここから奥木峠を経て遠野に至る。
- 【一西】 「一而」の誤記か。「一手で」で「こそつて」の意。
- 【中の法(のり)】 中途または中腹。
- 【遠野弥六郎】 遠野地方の南部氏領主。寛永四年(一六二七)に八戸から遠野へ移封され代々弥六郎を名のる。盛岡南部氏の一門として盛岡藩の家老職でもあった。
- 【是をたる(原文ママ)】 「知り」脱字か。「是を知りたる」か。
- 【櫛の齒ヲ引くか如し】 物事頻繁に引き続けているたとえ。
- 【屏上】 「経り上る」。「くりあがる」の意。
- 【屋はり】 「矢張り」。
- 【八戸町遠野】 不明。前述「遠野弥六郎」は八戸から移封された経緯から八戸弥六郎とも言われていた。混同しての誤記か。
- 【大夫】 ここでは「殿様」「ご主人」の意。
- 【鳴声上】 一揆勢が「喊声を上げる」こと。
- 【毛の無】 「毛がないだけで心は狼だ。恩も人情もない人間である」の意。
- 【はびこり】 「はびこる」。幅をきかせるの意。
- 【角く】 「斯く」。
- 【新田小十郎】 遠野南部氏家老。この一揆に実際に立合い、その事を御用問書役に命じて記録させた。「海辺三通御百姓共御取扱向始終之書留」がある。(南部叢書、第四冊「百姓一揆録」に所収)明治二十年、八十一才で歿したと伝えられている。
- 【駢る】 「然る」。
- 【儀を浮め】 「義を浮べ」か。「正義を引き立て」の意。
- 【和らけ】 「靡かせ」の意。
- 【巻かられ】 「取りかこまれ」。
- 【当家(原文ママ)】 「富家」の誤記か。
- 【宮内】 「沼宮内」。藩政期は岩手郡沼宮内通り沼宮内村。現在の岩手郡岩手町沼宮内。
- 【福岡】 藩政期は三戸郡福岡通り福岡村。現在の三戸市。
- 【三戸】 藩政期は盛岡藩領三戸郡三戸通り三戸村。現在の青森県三戸郡三戸町。
- 【五戸】 藩政期は盛岡藩領三戸郡五戸通り五戸村。現在の青森県三戸郡五戸町。
- 【七戸】 藩政期は盛岡藩領北郡七戸通り七戸村。現在の青森県上北郡七戸町。
- 【野辺地】 藩政期は盛岡藩領北郡野辺地通り野辺地村。現在の青森県上北郡野辺地町。
- 【田名部】 藩政期は盛岡藩領北郡田名部通り田名部村。現在は青森県むつ市。
- 【安渡村】 藩政期は盛岡藩領北郡田名部通り安渡村。現在は青森県むつ市。
- 【脇ノ沢】 「脇野沢」。藩政期は盛岡藩領北郡田名部通り脇野沢村。現在は青森県下北郡脇野沢村。
- 【佐井】 藩政期は盛岡藩領北郡田名部通り佐井村。現在は青森県下北郡佐井村。
- 【大畑】 藩政期は盛岡藩領北郡田名部通り大畑村。現在は青森県下北郡大畑町。
- 【五十人(原文ママ)】 五十人の誤記か。
- 【大槌村浪人伴五郎】 不詳。
- 【花巻】 藩政期は稗貫郡万丁且通り花巻村。現在は岩手県花巻市。
- 【郡山】 藩政期は紫波郡日詰通りの中心の町場の地名。現在は岩手県紫波郡紫波町の町場。
- 【釜石の浪人山形藤弥】 不詳。
- 【花輪】 藩政期は盛岡藩領鹿角郡花輪通り花輪村。現在は秋田県鹿角市。
- 【毛馬内】 「毛馬内」。藩政期は盛岡藩領鹿角郡毛馬内通り毛馬内村。現在は秋田県鹿角市。
- 【大湯】 藩政期は盛岡藩領鹿角郡毛馬内通り大湯村。現在は秋田県鹿角市。
- 【西下】 「而下」の誤記か。「手下」の意か。
- 【御政通(原文ママ)】 御政通。

【羽州山形】 出羽国の別称。現在の山形県。

【雑しめ】(原文ママ) 「惟しめ」の誤記か。「懲しめ」のこと。

【毛馬内曲膳】 「毛馬内曲膳」。盛岡藩家老。

【其夜八ツ時】 解説本文を参照。

【嘉永二己酉歳六月中旬】 和暦嘉永二年。西暦一八四九年。一揆から一年半後の六月に「別本の記録」からの写本であることを示している。

史料 2

寛政七年・南部藩郡山在百姓一揆

先月八日の夜、郡山在の御百姓共三百人余願の儀有之候由、御城中下ノ橋へ相詰候所。八日九日両日は御能拜見被仰付候二付、御家老藤枝内匠・其外御目付中御出被成、先仙北町江被引取候。

然る處九日より段々花巻在・鬼柳通り村々追々相詰候所、都合五千人余仙北町北上川の辺へ相詰候故、舟橋中ノ間三艘引はなし外舟々も橋板不残御引上被仰付候。

夫より花巻御郡代太田忠助様御出被成、願の趣御圍届被成候處三十七ヶ条の願書差上申候。右の内七ヶ条御免被仰付、残り三拾ヶ条の儀八追日御沙汰の上可被仰付候由にて皆々帰り申し候。

十五日八東通り宮古・大迫・其外浜通りの者共三千人余も御城下へ押入候二付、館部七左衛門様御出被成候て願の趣御圍届ヶ直二御帰シ被成候、是より御郡内相慎り申候。

十三日の頃、西山根通りの者三四百人、田頭・寺田辺迄相集り候處、金田一某と申御方御出被成、早速願の趣圍届ヶ御帰シ被成候、惣人数八千人斗と申事二御座候。

御老家	千石	奥瀬要人様
同	八百石	毛馬内三左衛門様

是八御役御免被仰付候。

御元々	貳百石	本堂源右衛門様
同	同	村松権右衛門様

是八閑門被仰付候。

江戸御注進の早追二八

御用人	切田 辺様
-----	-------

右八日の振りにて御登被成候。

騒動後御詮議方

御物頭	中山官平様	
同	外二御召人	
御立言	老方六百石	八戸但馬様
同	千五百石	北 林之助様
御家老	千石	東 中務様
同	同	桜庭日後様
同	同	多賀朝貞様
御用人様方		御名前失念
花巻御郡代	貳百五十石	太田忠助様
御役不存	百石	館部七左衛門

右の外御代官 廿人余御役御免

徒党の者 郡山在にて三人
福岡支配の者三人。

七ヶ条の内 御寸悉金
御買米
御買大豆増穀
山ノ増役せん
馬ノ増役せん
外式通八夫念仕候

右七ヶ条、早速御免の御觸流二御座候、
其外新規御運上八追々御免被成候由。

極月十日写之。

先月..寛政七年（一七九五）十一月

“ The Tale of the Nanbu Riots ”: Rumor, Folk Entertainment and World of the People

Isao TAKEDA ^{*1}, Kensaku KANDA ^{*2} and Motoi HAYASAKA ^{*3}^{*1} *Historical Studies Society of IWATE*^{*2} *Regional Resources Management, HIROSAKI Univ.*^{*3} *Historical Science Society of HOKKIDO*

SUMMARY

Peasant uprisings broke out in the Nanbu district in the the late Edo era in 1847 and 1853. A few years ago we found unpublished records in the Hirosaki City Library. We surmised that these records were produced by a person in Hirosaki. From these old documents it can be understood that the people in those days tried to transmit rumor of the peasants ' uprising as a folk entertainment. These documents are reproduced here and introduced.

Bull. Fac. Agric. & Life Sci. Hirosaki Univ. No. 6 : 82 98, 2003